

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

SNSをきっかけとしたネットビジネス・副業に関するトラブル相談が急増中！！

相談事例

SNSで知り合った人から「ネットビジネスに興味がないか」とメッセージが届いた。

興味を持ったので、無料メッセージアプリの通信機能を利用して話を聞いた。

「必ず儲かるノウハウが記載された情報商材がある。内容は簡単だ。
副業として始めるには今がチャンスだ！」と勧められた。



詳しい内容を理解しないまま断り切れずに、10万円の情報商材を契約してしまった。
支払いは「分割なら負担が少ない」などとクレジット契約を勧められ2種類のクレジットカードに分けて決裁した。
しばらく情報商材を使ったが、内容が難しくまったく儲からない。
解約を申し入れたが返金に応じてもらえず、更に高い情報商材を勧められている。
どうすればよいか。



事例から見る問題点

- ① 知識や経験不足に付け込む
- ② 「絶対に儲かる」「お金を増やせる」など、簡単に収入を得られることを強調する
- ③ 「今だけ特別価格だ！チャンスを逃してしまう」などと契約を迫る強引な勧誘
- ④ 「すぐに元がとれるから」とクレジット契約や借金をさせてまで高額な契約を結ばせる

ひとことアドバイス

SNSは便利なコミュニケーションツールですが、思いがけない消費者トラブルに巻き込まれることがあります。

トラブルにあわないために次のような点に注意しましょう。

- SNS上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かはわかりません。SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう
- 契約する前によく考えて、心配なときは身内や信頼できる機関に相談しましょう
- うまい話はうのみにしない。また強引な勧誘を受けたら勇気を出してきっぱり断りましょう

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

1 88

土・日・祝日も
相談できます

一方的に送り付けられた商品の代金は支払い不要！

相談事例1

母親に、何度もしつこく海産物購入の**勧誘電話**があり**断っていた**。最近は電話を取らなくなつたが、昨日その事業者からのカニの**不在通知**が入つていて、受け取り拒否をしてよいか。



相談事例2

実家に行ったところ、母親宛てに**注文していない**健康食品が届いており、**定期購入と書いてある紙と払込用紙**が同封されていた。どうしたらよいか。

ひとことアドバイス

- 特定商取引法が改正され注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- 家族、親戚、友人、知人からの贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したこと忘れていなかと思ひ返してみましょう。
- お金を支払っても取り戻せる場合がありますので、消費生活センターにご相談ください。

特殊詐欺前兆電話にご注意ください！

オレオレ詐欺

親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故の示談金等を名目にお金をだまし取る

電話でお金の話は、詐欺を疑う！
万が一電話に出てしまつても、元々知っている親族の電話番号に電話する！

還付金詐欺

市役所職員や金融機関職員などをかたり、「介護保険料の払い戻し（還付金）がある」などと言い、ATMまで誘導しお金をだまし取る

還付金 + ATM =

詐欺

預貯金詐欺

警察官や金融機関の職員等をかたり、「キャッシュカードの交換が必要」などと言って、キャッシュカードをだまし取る

暗証番号+キャッシュカード渡せ
= 詐欺

キャッシュカード詐欺盗

警察官や金融機関職員、百貨店従業員などをかたり、「キャッシュカードが不正利用された」などと言い、キャッシュカードを準備させ、隙を見てカードを盗む

キャッシュカード交換+封筒 =

詐欺

特殊詐欺の犯人からの電話を受けない！**留守番電話**に設定しましょう。

特殊詐欺の電話を受けてしまつたら、一人で悩まず塩尻警察署へ通報してください。 ☎ 0263-54-0110